

和光市告示第 145 号

和光市地球温暖化対策委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年 8月 9日

和光市長 松本 武洋

和光市地球温暖化対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民、事業者、関係団体及び市の協働により和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）の進行状況を管理し、及び推進を図るため、和光市地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の排出状況の把握に関すること。
- (2) 温暖化対策の具体的な取組（以下「取組」という。）の企画立案等に関すること。
- (3) 計画に掲げる取組の達成状況の評価に関すること。
- (4) 計画の進行管理における点検及び評価並びに見直しに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) エネルギー供給事業を営む法人を代表する者
- (2) 和光市環境づくり市民会議を代表する者
- (3) 市内で事業を営む法人を代表する者
- (4) 埼玉県地球温暖化防止活動推進員
- (5) 公募による市民
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。